

蔵王町農地賃借料情報

農地法第52条に基づく賃借料情報(令和5年1月から12月までに締結されたもの)をお知らせします。
契約の際には、ほ場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合い賃借料を決めてください。

令和6年1月公表

蔵王町農業委員会

1 田(水稻)の部

(10a当たり)

町全域	有償による 賃借借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃借借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	277	7,300	16,000	3,135	19	0

地区名	有償による 賃借借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃借借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
曲竹	26	5,800	7,666	5,068	1	0
塩沢	6	9,300	11,500	4,973	2	0
円田	25	8,300	11,500	5,750	-	0
平沢	37	12,500	16,000	5,750	-	0
小村崎	17	11,900	15,649	10,000	-	0
宮	166	5,800	5,750	3,135	16	0

2 畑の部

(10a当たり)

町全域	有償による 賃借借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃借借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	34	6,200	13,306	2,527	30	0

*1 データ数は、集計に用いた筆数です。(地区ごとの全データによる平均額の170%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引であるとして集計から除外しています)また、地区ごとのデータ数が5件に満たない場合は、信頼性のある平均値が算出できないため、掲載しておりません。
(矢附・遠刈田)賃借料は近隣地区の平均等を参考にしてください。

*2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、玄米60kg当たり11,500円(令和5年産米概算金)に換算しています。

*3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

*4 「田(水稻)の部」の「(参考)町全域」の平均額は、地区ごとの平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。賃借料0円のデータは含まれていません。

*5 「畑の部」は、地区単位ではデータ数が少ないため、町内全域で一括して算出しています。

*6 「無償による賃借借データ数」の欄には、賃借料を0円(使用貸借)で契約したものの筆数を参考までに示しています。